

## 議案第50号

### 専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成30年6月8日提出

飯能市長 大久保 勝

### 記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

飯能市長 大久保 勝

### 記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第20条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附則第18項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>

額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

（特例対象被保険者等に係る申告）

第20条の2 省略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

18 平成36年3月31日までの間、第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

（特例対象被保険者等に係る申告）

第20条の2 省略

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

附 則

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

18 平成30年3月31日までの間、第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略





地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月二十二日

(抜 粋)

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十五号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十九条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第二十二条）

第二章 経過措置（第二十三条）

附則

第一章 関係政令の整備

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二―第三十七条の十二）」を「第五節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の三）の二」に改める。

介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三―第三十七条の十二）」に改める。

第二条第六号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

法第八条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護（同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る共生型居宅サービス（法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。）以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。

一 次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）

イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

ロ 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けるもの（以下この条において「介護員養成研修」という。） 当該介護員養成研修事業者

二 居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を提供している者として厚生労働大臣が定めるもの

第三条第二項中「前項第二号」を「前項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第一号ロ」に改める。

第三十五条の二中「第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。」の下に、「第七十七条第三項第五号（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二十一号中「平成十七年法律第二百二十三号」を削る。

第三十五条の三中「第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。」の下に、「第七十七条第三項第六号（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十五条の四中「及び」を「」に規定する」を「及び第七十七条第三項第十四号（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）に規定する」に改める。

第三十五条の五中「第一百零四号第一項第九号」の下に、「第一百零四号の六第一項第九号」を加える。

第三十五条の六の表第七十条の二第四項の項を次のように改める。

第七十条の二第 四項	第一項	第七十八号の十二において準用する第一項
------------	-----	---------------------



3 新令附則第十二条第二十項の規定は、施行日以後に改正法第一条の規定による改正後の地方税法(次項から第八項までにおいて「新法」という。)附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事(次項において「新居住安全改修工事」という。)が完了する同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事(次項において「旧居住安全改修工事」という。)が完了した同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十二条第二十五項の規定は、施行日以後に新居住安全改修工事が完了する新法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧居住安全改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十二条第二十八項の規定は、施行日以後に新法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事(次項から第八項までにおいて「新熱損失防止改修工事」という。)が完了する同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事(次項から第八項までにおいて「旧熱損失防止改修工事」という。)が完了した同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十二条第三十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新令附則第十二条第三十九項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新令附則第十二条第四十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された改正法附則第二十条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法附則第五十六条の二第二項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、旧令附則第三十三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法附則第五十六条の二第二項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則第二十条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第二項」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)  
第九條 改正法附則第二十三条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十年十月三十一日以後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則第二十三条第五項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)」とする。

(国民健康保険税に関する経過措置)  
第十條 新令第五十六条の八十八の二第二項及び第五十六条の八十九の規定は、平成三十年年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十九年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正)  
第十一條 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令(平成十三年政令第四百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十五条第二項中「九年」を「十年」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)  
第十二條 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第七条の四の二第二項第二号に掲げる利子」の下に「又は同項第十号に掲げる休眠預金等代替金の支払」を加え、同号に掲げる利子の支払の取扱いをする」を「同項第二号又は第十号に定める」に改め、「当該利子の支払をする者」の下に「又は預金保険機構から当該休眠預金等代替金の支払に係る支払等業務(同令第七条の四の二第二項第九号に規定する支払等業務をいう。)の委託を受けた者」を加え、「当該利子の支払をする」を「これらの」に改める。

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)  
第十三條 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行令第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項の改正規定の次に次のように加える。

第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。  
第一条中地方税法施行令第四十八条の九の八の次に一条を加える改正規定の次に次のように加える。

第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項中「百分の九・七」を「百分の六」に改める。

第一条のうち、地方税法施行令第五十七条の二後段の改正規定中「第五十三條第二十四項」を「第五十三條第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改め、同令第五十七條の二の三の次に二条を加える改正規定中「第五十七條の二の三」を「第五十七條の二の五」に改め、第五十七條の二の五を第五十七條の二の七とし、第五十七條の二の四を第五十七條の二の六とし、同令附則第三十三條の二の見出しを改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を附則第三十四條とする改正規定を削る。

附則第一条第四号の三中「(係る部分に限る。)」の下に、「同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定」を、「同章第十節とする改正規定」の下に、「同令第四十八條の十二の二第一項及び第四十八條の十二の三第一項の改正規定」を加え、第五十七條の二の三を「第五十七條の二の五」に、「同令附則第三十四條」を「及び同令附則第三十三條の二を同令附則第三十四條とする改正規定」を削る。

負うものとされる額」を加え、同項第三号及び同条第二十四項第一号中「第十五条の十一」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額」を加え、同項第二号中「第十五条の十一」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額」を加え、同項第三号中「第十五条の十一」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額」を加える。

附則第三十三條の二を削る。  
 (地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)  
 第二条 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項から第三項までの規定中「日」を「期限又は日」に改め、同条第四項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「日」を「期限又は日」に改める。  
 附則第六條第一項から第三項までの規定中「日」を「期限又は日」に改め、同条第四項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「日」を「期限又は日」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)  
 第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。  
 第二百五十八條の二第二項中「地方税」の下に「当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。」を加え、同条第二項中「以下のこの条」を「次項及び第四項に改め、「書類」の下に「当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。」を加え、同条第六項中「場合にこれを」を「規定により地方税の収納の事務を同項に規定する者に委託した場合について」に改める。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正)  
 第四条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
 第二十三條第一項中「に該当する恒久的施設(法第二条第七号に規定する恒久的施設をいう。次項において同じ。)」を削り、「第二条第九号」を「第二条第八号」に改め、同条第二項中「に該当する恒久的施設」を削る。

附則  
 (施行期日)  
 第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行令第二十条の二の四第一項の改正規定 平成三十年五月一日
- 二 第一条中地方税法施行令第三十九条の九の改正規定、同条を同令第三十九条の九の二とし、同令第二章第五節中同条の前に二条を加える改正規定、同令第五十三條の二の改正規定、同令第五十三條の二を同令第五十三條の二とし、同令第五十三條の二を同令第五十三條の二とする改正規定及び同令第五十三條の次に二条を加える改正規定並びに附則第五條及び第九條の規定 平成三十年十月一日
- 三 第一条中地方税法施行令第六條の二の三、第七條の三の二、第七條の四の二第一項から第三項まで、第十條及び第四十六條の二の三の改正規定並びに第四條並びに次条第一項及び第二項並びに附則第七條第一項及び第十二條の規定 平成三十一年一月一日
- 四 第一条中地方税法施行令附則第十一條に四項を加える改正規定(同条第四十五項及び第四十六項に係る部分に限る。)、生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)の施行の日

五 第一条中地方税法施行令附則第七條に二項を加える改正規定(同条第二十二項に係る部分に限る。)、同令附則第十一條第十九項の改正規定及び同条に四項を加える改正規定(同条第四十七項に係る部分に限る。)、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日  
 六 第一条中地方税法施行令第三十七條の五第三項の改正規定及び同令附則第七條に二項を加える改正規定(同条第二十三項に係る部分に限る。)、産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日  
 七 第一条中地方税法施行令附則第六條の七第四号の改正規定 国際観光旅客税法(平成三十年法律第 号)の施行の日  
 (道府県民税に関する経過措置)  
 第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令(以下「新令」という。第七條の四の二第一項から第七号までに係る部分に限る。)、第二項(第九号及び第十号に係る部分に限る。)、及び第三項(第四号から第七号までに係る部分に限る。)、の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法第二十三條第一項第十四号に規定する利子等に係る道府県民税の利子割について適用する。

2 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)以下この項及び附則第七條第一項において「所得税法等改正法」という。附則第二十一條第一項の規定により所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)附則第七條第一項において「新法人税法」という。第二条(第十二号の九に係る部分に限る。)、の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一條第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国人に係る新令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八條の六第六項	第七十四條第一項又は	第七十四條第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第二十一條第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法(以下この節において「読替後の新法人税法」という。)
第九條の三第二号	(同法)	(読替後の新法人税法)
第九條の七第二十項	第七十四條第一項又は	第七十四條第一項又は読替後の新法人税法
第九條の九の三第一項	又は同法	若しくは第七十四條第一項又は読替後の新法人税法
第九條の九の三第一項	第七十四條第一項又は	又は法人税法
附則第三條の二の二第一項	同法	第七十四條第一項又は読替後の新法人税法

3 新令第九條の七第三項(第一号に係る部分に限る。)、の規定は、同号に規定する外国関係会社との政令の施行の日(以下「施行日」という。))以後に開始する事業年度に係る同号に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額について適用し、第一条の規定による改正前の地方税法施行令(以下「旧令」という。第九條の七第三項第一号に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同号に規定する課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 法第四百六十七條第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第四百六十四條第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 法第四百六十七條第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前二項の計算に關し、第一項の製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 法第四百六十七條第三項第三号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八條第一項第一号に定めるとばこの税率、法第七十四條の五に規定するたばこの税率及び法第四百六十八條に規定するたばこの税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5 法第四百六十七條第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前二項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第四百六十七條第三項第三号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 法第四百六十七條第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第五十四條の十八第一項第五号中「農業共済組合連合会」の下に「農業保険法第九十六條又は第九十八條の二」を「農業保険法第二百二十七條又は第三百三十一條第一項」に、「第三百三十二條第一項」を、「第七十二條」に改める。

第五十六條の二十六第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七百一條の三十四第三項第九号に規定する介護医療院で政令で定めるものは、介護保険法第八十六條の二十九項に規定する介護医療院のうち医療法人が開設するものとする。

第五十六條の二十六の五中「及び」を「若しくは」に改め、「児童の福祉の増進について相談に依ずる事業」の下に、「同項第二号の三に掲げる事業」を加え、「並びに」を「又は」に改める。

第五十六條の六十八第二項中「意義は」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号中「第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第六十九條に規定する精神障害者」を「第三十七條第二項に規定する対象障害者」に改める。

第五十六條の八十八の二第一項中「五十四万円」を「五十八万円」に改める。

第五十六條の八十九第一項中「四十九万円」を「五十万円」に、「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同条第二項第二号中「世帯別平等割額」を「世帯別平等割額に」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同号ロ中「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同号ハ中「四十九万円」を「五十万円」に改め、同項第三号及び第四号中「世帯別平等割額」を「世帯別平等割額に」に、「応じ」を「応じ、」に改める。

第五十七條の二中「第七百三十四條第二項第二号」を「第七百三十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、關する規定の下に「並びに第四十八條の十二の二第一項、第四十八條の十二の三第一項」を加え、「第五十三條第二十四項」を「第五十三條第二十六項」に、「第三百二十一條の八第二十四項」を「第三百二十一條の八第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改める。

第五十七條の二の三中「同条第一項後段」を「第一項後段」に、「」によつて「」を「」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第五十七條の二の五とする。

第五十七條の二の二中「準用する法第三百二十一條の八第二十四項」を「準用する法第三百二十一條の八第二十六項」に改め、同条第一号中「連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条及び第五十七條の四において同じ。」を削り、「第五十三條第二十四項」を「第五十三條第二十六項」に改め、同条第二号イ中「第五十三條第二十四項」を「第五十三條第二十六項」に改め、同号ロ中「第三百二十一條の八第二十四項」を「第三百二十一條の八第二十六項」に改め、同条を第五十七條の二の四とする。

第五十七條の二の次に次の二条を加える。

第五十七條の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四條第三項において準用する法第三百二十一條の八第二十四項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条から第五十七條の二の四まで及び第五十七條の四において同じ。）又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち租税特別措置法第六十六條の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八條の九十一第一項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額（以下この条において「国税の控除額」という。）を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三條第二十四項に規定する法人税割額（次号において「道府県民税の法人税割額」という。）以下である場合 当該国税の控除額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

二 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額を超える場合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額に相当する控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額から法第五十三條第二十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額及び道府県民税の法人税割額の合計額を超える部分の額（法第三百二十一條の八第二十四項に規定する法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

参考

(抜粋)

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十五号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第一百四十四号)の規定に基づき、この政令を制定する。

(地方税法施行令の一部改正)

第一条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の二十三を次のように改める。

(延滞金の免除ができる場合)

第六条の二十三 法第二十条の九の五第二項第三号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 地方団体の徴収金についてした交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る地方団体の徴収金に充てた場合 当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間